

令和7年7月30日
 総合支所
 高齢福祉部

高齢者虐待に関する区の取組み状況について

1. 主旨

区は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、高齢者の権利擁護及び尊厳を保持するため、高齢者への虐待の防止、被害者の早期発見、被害者及び家族への支援等について、関係機関等と連携し対応している。この度、高齢者虐待防止法に基づく虐待の相談・通報届出の状況や、高齢者虐待防止に向けた令和6年度の取組み状況について報告する。

なお東京都は、高齢者虐待防止法に基づく国の調査に合わせて、都内の高齢者虐待対応状況等に関する調査結果や、高齢者虐待防止法第25条に基づき、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況についてホームページで公表している。

2. 高齢者虐待の相談窓口

区では、各総合支所保健福祉センター保健福祉課(区内5箇所)や、各地域のあんしんすこやかセンターに「高齢者虐待通報・相談窓口」を設置し、高齢者への虐待に関する通報や相談を受け付け、高齢者が安心して暮らしていけるよう虐待を受けた高齢者や養護者への支援を継続的に実施している。また、24時間対応の高齢者安心コール（電話相談）でも、高齢者やその家族からの相談に対応している。

3. 対応の流れ

養護者による虐待		施設従事者等による虐待
緊急性の判断 初動対応の決定	通報・届出の受付 受理会議	緊急性の判断 初動対応の決定
事案対応メンバーの招集 対応方針の決定	虐待対応ケア会議	事案対応メンバーの招集 対応方針の決定
安否確認・立入調査	事実確認 アセスメント	訪問調査・安全確保 職員聞き取り、個別支援計画等の確認
高齢者の保護・支援 (サービス導入・施設入所等)	対応 モニタリング	高齢者の保護・支援 施設・事業等の適正な運営確保 関係法による権限の適切な行使 (施設等からの改善報告・ 改善計画徴収)
養護者への支援 (相談、指導、サービス導入 による負担軽減等) 状況確認		状況確認 改善計画に基づく取組みの評価 都へ報告、都による公表

- ・養護者（家族介護者等）による困難事例については、関係者によるケア会議の際に、東京都福祉保健財団「高齢者権利擁護支援センター」のスーパーバイザーによる助言を得ている。
- ・高齢者施設や事業所への訪問調査等の結果により、虐待が認定された場合は、高齢者虐待防止法第25条に基づき、東京都に報告を行っている。

4. 高齢者虐待防止に向けた取組み

（1）高齢者虐待対策地域連絡会及び高齢者虐待対策検討担当者会の開催

高齢者虐待対策を推進するため、学識経験者、医師、弁護士、警察、民生委員等で構成される「高齢者虐待対策地域連絡会」を年1回開催、また、区職員、あんしんすこやかセンター職員、社会福祉協議会職員等で構成される「高齢者虐待対策検討担当者会」を年2回開催している。

（2）事業者等への対応力向上を目指した研修の実施

虐待対応基礎研修や事業者及び保健福祉センター保健福祉課・あんしんすこやかセンター職員向けの研修を、高齢者虐待対策地域連絡会の担当者が企画して、年3回程度実施している。

6年度	テーマ・内容	受講者数	実施方法
第1回	～困難事例から学ぶ～ 認知症の行動・心理症状の理解を深める	70名	集合及び動画配信 (視聴回数 220 回)
第2回	経済的虐待の防止	59名	集合及び動画配信 (視聴回数 161 回)
第3回	適切なケアを目指して～これって虐待？～	37名	集合及び動画配信 (視聴回数 120 回)

（3）被虐待高齢者一時保護施設の運営 ※養護者（家族介護者等）による虐待ケース

被虐待者の避難施設。【令和6年度受入実績（参考）】：14人（※うち虐待ケースは8人）

（4）高齢者虐待対応マニュアル・啓発用配布物の発行

各総合支所保健福祉センター保健福祉課(区内5箇所)や、各地域のあんしんすこやかセンターに配布している、職員・事業者・区民向け啓発用配布物や、区担当職員用の対応マニュアルの作成、及び適宜、内容の見直しを行っている。

用途	配布物・マニュアル名称
職員・事業者向け啓発用	高齢者虐待対応の手引き
施設従事者向け啓発用	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き
区民向け啓発用	防ごう！高齢者虐待
区担当職員マニュアル	・養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアル ・養護者による高齢者虐待対応マニュアル

5. 相談や通報届出、虐待認定の件数（令和6年度）

【別紙】参照

1. 過去5年間の相談・通報、虐待認定件数

【別紙】

(1) 高齢者施設等における件数

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談・通報件数	1 3	2 3	3 9	3 5	3 1
虐待認定件数	5	5	8	8	9

(2) 養護者（家族介護者等）による件数

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談・通報件数	2 2 2	2 1 9	2 4 1	3 0 5	2 2 4
虐待認定件数	1 5 1	1 3 0	1 5 5	1 7 9	1 4 3

2. 内訳等（過去2年間分）※国からの調査様式に基づく

(1) 高齢者施設等における実績

A 相談・通報対応件数		5年度	6年度
a. 高齢者施設等の種別（件数）		3 5	3 1
内 訳	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	9	1 2
	老人保健施設	1	3
	認知症対応型共同生活介護	7	2
	（住宅型）有料老人ホーム	1	0
	（介護付き）有料老人ホーム	8	8
	小規模多機能型居宅介護等	3	2
	短期入所施設	1	0
	訪問介護等	1	1
	通所介護等	3	3
	居宅介護支援等	0	0
	サービス付き高齢者向け住宅	1	0
b. 相談・通報者（延べ人数）※重複有		4 1	3 1
内 訳	介護支援専門員	1	2
	当該施設職員	1 0	8
	当該施設元職員	5	0
	施設・事業所の管理者	8	1 2
	医療機関従事者（医師含む）	0	0
	被虐待者本人	0	0
	家族・親族	9	1
	警察	0	3
	その他・匿名・不明	8	5

c. 事実確認・調査の状況（件数）		3 5	3 1
内 訳	虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	8	9
	虐待ではないと判断した事例	1 0	1 4
	虐待の判断に至らなかった事例（調査継続中のため、等）	1 2	2
	事実確認・調査を行っていない事例（事実確認調査の可否を検討中、調査予定事例、等）	5	6
B 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例		5年度	6年度
a. 虐待の種別・類型（複合有、延べ件数）		1 0	1 0
内 訳	身体的虐待	6	5
	介護・世話の放棄、放任	1	2
	心理的虐待	1	2
	性的虐待	1	0
	経済的虐待	1	1
b. 被虐待者の性別（延べ人数）		1 0	1 0
内 訳	男性	2	2
	女性	7	8
	不明（個人の特定が困難）	1	0
c. 虐待を行った高齢者施設等の従事者（人数）		8	9
内 訳	介護職	5	5
	看護職	1	0
	その他・不明（個人の特定が困難）	2	4

(2) 養護者（家族介護者等）による実績

A 相談・通報対応件数		5年度	6年度
a. 相談・通報者（延べ人数）※重複有		3 1 6	2 2 7
内 訳	介護支援専門員	9 4	8 2
	介護保険事業所職員	1 5	1 5
	医療機関従事者（医師含む）	1 4	1 1
	近隣住民・知人	3	1 1
	民生委員	4	1
	被虐待者本人	6	3
	家族・親族	1 7	9
	虐待者自身	3	2
	区職員（あんしんすこやかセンター職員含む）	6 2	3 7
	警察	9 3	5 1

	その他（他自治体、家財整理事業者、等）・匿名	5	5
b. 事実確認・調査の状況（件数）		3 0 5	2 2 4
内 訳	虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1 7 9	1 4 3
	虐待ではないと判断した事例	1 0 0	6 3
	虐待の判断に至らなかった事例（匿名の通報内容を裏付ける事実は確認できなかった、等）	1 3	4
	事実確認・調査を行っていない事例（調査予定事例、事実確認調査の可否を検討中、等）	1 3	1 4
B 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例		5年度	6年度
a. 虐待の種別・類型（複合有、延べ件数）		2 6 2	2 0 2
内 訳	身体的虐待	9 9	8 1
	介護・世話の放棄、放任	5 3	3 1
	心理的虐待	8 3	6 8
	性的虐待	0	0
	経済的虐待	2 7	2 2
b. 被虐待者の性別（延べ人数）		1 9 1	1 4 3
内 訳	男性	5 4	3 7
	女性	1 3 7	1 0 6
c. 虐待者（被虐待者からの続柄）（重複有）（人数）		2 0 9	1 4 6
内 訳	夫	3 9	3 3
	妻	1 3	9
	息子	9 2	5 1
	娘	4 8	3 8
	息子、娘の配偶者	6	1
	兄弟姉妹	6	4
	孫	2	2
	その他（同居人、姪、内縁の夫、等）	3	8
C 虐待対応を行った事例（対応策）		5年度	6年度
a. 分離の有無（※虐待者が2名以上のケース含む）		1 9 1	1 4 3
内 訳	分離を行った事例	1 4	1 2
	分離していない事例	1 2 8	1 1 5
	対応検討中	1 0	3
	虐待判断時点で入院、別居等の状態	3 5	1 2
	その他（施設入所、病院に入院、等）	4	1

b. 分離を行った事例の対応の内訳		1 4	1 2
内 訳	契約による介護保険サービスの利用	8	4
	老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2	0
	緊急一時保護	3	1
	医療機関への一時入院	0	4
	上記以外の住まい・施設等の利用	0	2
	虐待者を高齢者から分離（転居等）	1	1
c. 分離していない事例の対応の内訳（重複有）		1 5 5	1 4 8
内 訳	養護者に対する助言・指導	4 7	5 1
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	3	5
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	9	5
	ケアプランの見直し	3 3	3 4
	介護保険サービス以外のサービスを利用	6	4
	その他（介護サービス事業所の変更、養護者への状況確認等）	4	1 2
	見守りのみ	5 3	3 7
d. 調査対象年度末日での状況		1 9 1	1 1 8
内 訳	対応継続	1 0 8	6 6
	終結	8 3	5 2